別紙様式第１号

## 研 修 計 画

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長　様

[申請者]住　　所：

氏　　名（自署）：

電話番号：

（生年月日：　　年　　月　　日：　　歳）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」取扱要領の第５条の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

１　農業を始めようと思った理由

|  |
| --- |
|  |

２　就農時に係る計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 就農希望地 |  | 就農予定時期  （就農予定時の年齢） | | 年　　月  （　　　歳） | |
| 就農形態 | □新たに農業経営を開始※１  □親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新た  な部門を開始※２  □親の農業経営を継承※３  □全体、□一部  □雇用就農  　　□正社員として期間の定めのない雇用契約を締結  　　□通算５年以上の有期雇用契約を締結  　　□研修終了後５年以内に独立・自営就農  　　□研修終了後５年以内に法人の共同経営者  □親元就農※４  □親の経営の全体を継承  □法人の（共同）経営  □親の農業経営とは別に新たな部門を開始  経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始する予定  時期　　　　　年　　　月 | | | | |
| 経営面積※５  飼養頭羽数 | a・　　頭・　　羽 | | 農業所得目標※５ | | 万円/年 |
| 経営内容  ※５ | 作目：　　　　　　　　　（　　　　　a）  作目：　　　　　　　　　（　　　　　a）  （その他：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） | | | | |

※１　非農家出身者で独立・自営就農する者の場合

※２　農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合

※３　農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合

※４　親族の経営する農業経営体に就農する者の場合

※５　就農５年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）。

３　将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）※６

|  |
| --- |
|  |

　※６　取扱要領第２条第３項（４）の場合（海外研修）は、ア、イについて記載する。

４　計画を達成するための研修※６

①研修内容等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研修機関等  の名称 |  | 所在地 |  |
| 専攻・  営農部門 |  | 研修  期間 | 年　　月　　日～　　年　　月　　日 |
| 研修内容 | | | |
|  | | | |

※６　研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

② 交付対象となる研修期間

|  |
| --- |
| 年　　　月　　　日　～　　　年　　　月　　　日 |

５　その他

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 常勤の雇用契約の締結 | | * □ 締結している * □ 締結していない |
| 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） | | * □ 給付等を受けている * □ 給付等を受けていない |
| 過去に本事業、農業次世代人材投資事業（準備型）、令和元年度補正予算、令和２年度補正予算で措置された就職氷河期世代の新規就農促進事業、就農準備支援事業、就農準備・経営開始支援事業による資金の交付 | | □ 交付を受けていた  □ 交付を受けていない |
| 傷害保険の加入 | | □ 加入している   * ４の②の交付対象となる研修 期間の開始日までに加入する   □ 加入しない |
| 前年の世帯全体の所得※7 | | 万円 |
| 生活費確保の観点から資金を必要とする理由  （前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合のみ記入） | | |
|  |  | |
| *※本欄は交付主体等の記入欄*  生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有　□無）  【所見】 | |

※７　「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第１項第13号に定める「合計所得金額」。

添付書類

別添１：研修機関等（先進農家も含む）で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。研修機関等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。

別添２：誓約書（本人（世帯全員）の住民票及び連帯保証人の印鑑証明書を添付する。）

別添３：履歴書

別添４：農業研修に関する確認書（研修機関等で研修する場合。研修機関等以外の教育機関で研修を受ける場合は不要

別添５：離職票等の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添６：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合。）

別添７：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。

別添８：前年の世帯全体の所得を証明する書類（所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添９：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添１

教育機関・研修機関等概要書

令和　　年　　月　　日

１　研修機関等の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 研修機関等名 |  |
| 派遣先及び代表者名  （申請者の親族ではない） |  |
| （構成団体） |  |
| 所　在　地 |  |
| 連　絡　先 |  |
| 代　表　者 |  |
| 研修責任者名 |  |

２　添付書類

1. 研修カリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）
2. 認定書の写し
3. 在籍証明書(受講が認められていることを証する書類)

別添２

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所：

　　　　　　　　[申請者]

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（自署）：

　　　　　　　　　　　　　　（生年月日：　　　　年　　　月　　　日：　　　歳）

誓　　約　　書

私は、一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」取扱要領の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、取扱要領の規定により、当該資金を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。また、別紙の確認事項について承諾します。

私はこの研修を始めることを、連帯保証人の署名、捺印を添えて誓約します。

　また、連帯保証人は、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

　 　　　　　　　　　　　　　　 連帯保証人　住所

氏名　　　　　　 　 印

電話番号

連帯保証人　住所

氏名　　　　　　　 印

　　　　　　　電話番号

（連帯保証人氏名は自署すること。）

　　　　添付書類：本人の住民票（世帯全員）

連帯保証人の印鑑証明書

別紙

確　認　事　項

１　新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）、岐阜県就農準備資金・経営開始資金の運用について（令和4年4月1日付け農経第43号岐阜県農政部長通知）、岐阜県就農準備支援事業の運用について（令和5年3月31日付け農経第1633号岐阜県農業経営課長通知）、一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」取扱要領（令和4年4月1日付け農畜第214号一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長通知）の規定を遵守し、一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」の運営に協力します。

２　自己が、次の各号いずれにも該当する者ではありません。

（１）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止策等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（２）自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者

（３）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

（４）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（５）上記の（１）から（４）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

なお、一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長が必要な場合は、岐阜県警察本部に照会することについて承諾します。

３　別記の遵守する手続きについて確認しました。

氏名（自署）

別記

私は、下記の手続きを遵守します。

□ 研修期間中は、半年ごとに研修期間半年経過後１ヶ月以内に「研修状況報告書」を提出します。

□ 資金の交付については、原則半年を単位として「交付申請書」を提出します。

□ ２回目以降の「交付申請書」は「研修状況報告書」と共に提出します。

□ 研修を中止する場合は、遅滞なく「中止届」を提出します。

□ 研修を休止する場合は、遅滞なく「休止届」を提出します。

□ 研修期間内及び研修期間終了後６年間に住所等提出書類の記載内容に変更があった場合は、変更後１ヶ月内に「住居等変更届」を提出します。

□ 研修計画で申請した研修期間中に就農形態及び研修期間等の変更をする場合は、研修計画の変更申請を行います。

□ 研修計画で申請した研修の終了後、引き続き研修を続ける場合は、｢継続研修計画」を作成して申請するとともに、研修開始後１ヶ月以内に「継続研修届」を提出します。

□ 研修終了後６年間、毎年７月末及び１月末までにその直前の６ヶ月間の「就農状況報告」を提出します。

□ 研修終了後は岐阜県内で就農します。自営就農、雇用就農又は親元就農した時は、就農後１ヶ月以内に「就農報告」を提出します。

□ 研修終了後、親元就農する場合は、就農するにあたり家族経営協定等により交付対象者の責任や役割を明確にするとともに、就農後５年以内に、当該農業経営を継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始した後の1ヶ月以内に「就農報告」を提出します。

□ 就農後6年以内に、病気や災害等の理由で就農を休止もしくは中止する場合は、遅滞なく一般社団法人岐阜県農畜産公社にその旨を連絡し、必要な書類を提出します。

□ その他、一般社団法人岐阜県農畜産公社からの依頼及び当該取扱要領の求めに応じて、必要な書類を提出します。

□ 書類の提出期限を守らない場合は、資金の一部又は全額返還する場合もあることを承知しています。

氏名（自署）

別添３

１．氏名等履　歴　書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (ふりがな) |  | | | |
| 住 所 | 〒□□□－□□□□ | | | |
| (ふりがな) |  | | | |
| 連絡先 | 〒□□□－□□□□ | | | |
| (ふりがな) |  | 生 年 月 日 | 年 齢 | 電話番 号 |
| 氏 名 |  | 年　　月　　日 | 歳 |  |

２．家族構成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏 名 | 続 柄 | 生 年 月 日 | 住 所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３．学歴等

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 履  歴 | 年 | 月 | 学歴・職歴(各別に記入) |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 年 | 月 | 免許・資格 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

別添４

農業研修に関する確認書

　研修機関等Ａ（以下、甲という。）及び研修生Ｂ（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第１条（研修期間）

　研修期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

第２条（研修生の責務）

　乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報を含む。）について、ほかに漏洩してはならない。

（２）乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道徳な行為及び不法な行為をしてはならない。

（３）乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。

（４）乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。

（５）（１）から（４）までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第３条（研修機関等の責務）

（１）甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後５年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。

（２）甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第４条（損害賠償）

（１）乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（２）乙は、研修における不慮の事故について、第２条（３）の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第５条（費用の負担）

研修に要する経費は、甲と乙が双方で協議して決定する。

第６条（その他）

　この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

　本確認書締結の証として、本書３通作成し、甲・乙記名捺印の上、１通は公社へ提出し、それぞれ各１通を保有する。

　　令和○年○月○日 　　甲

（住　所）

（研修先）

（氏　名）

乙

（住　所）

（氏　名）

※　農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

別添５

　離職票の提示が可能な場合

　　　〇　雇用保険被保険者　 離　　　職　　　票　　　－　　　１

　　　　　　　　　　　　　 　　　 資格喪失確認通知書（被保険者通知用）

　　　〇　雇用保険被保険者離職票　－　２

別添６

## 確 約 書

年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長　様

[申請者] 住 所：

氏 名（自署）：

（生年月日： 年 月 日： 歳）

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」取扱要領第２条第６項の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要領の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

１ 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。

２ 就農後５年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）、又は新たな部門で農業経営を開始すること。

（親元就農先）

|  |  |
| --- | --- |
| 経営主の氏名  （法人化している場合は法人名も） |  |
| 経営主の住所  （法人化している場合は所在地も） |  |

（当該農業経営を継承する又は当該法人の経営者となる予定の時期

|  |
| --- |
| 年 月 |